

結 業 度	・ ・	法人名	()
連 事 年	・ ・		

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は 0)		1	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(29) \times \frac{(1)}{(26)}$		2	
当	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十六)付表「10」の合計)	3	
	同上のうち10%又は6%適用 資産の取得価額の合計額	4	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5	
	(4) の 資 産 以 外 の 資 産 の 取 得 価 額 の 合 計 額 (3) - (4)	6	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	7	
期	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 $((4) - (5)) \times \frac{10}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$	8	
	$((6) - (7)) \times \frac{15}{100} + (7) \times \frac{8}{100}$	9	
	税 額 控 除 限 度 額 (8) + (9)	10	
分	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(27)}$	11	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	12	
	法 人 税 額 基 準 額 ((11) と (12) のうち少ない金額)	13	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((10) と (13) のうち少ない金額)	14	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(32) \times \frac{(14)}{(31)}$	15	
	当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16	
前 期 繰 越	繰越税額控除限度超過額 (48 の 計)	17	
	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(35) \times \frac{(1)}{(28)}$	18	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	19	
	個別帰属額基準額の残額 (19) 又は ((19) - (14))	20	
	法 人 税 額 基 準 額 ((18) と (20) のうち少ない金額)	21	
分	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((17) と (21) のうち少ない金額)	22	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(41) \times \frac{(49の①)}{(36)} + (42) \times \frac{(49の②)}{(37)}$ $+ (43) \times \frac{(49の③)}{(38)} + (44) \times \frac{(49の④)}{(39)}$	23	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22) - (23)	24	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) + (24)	25	

連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)			26	円	
機械等の取得をした各連結法人の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)			27		
繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)			28		
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)			29		
当 期 分	総調整前連結税額基準額 (29) × $\frac{20}{100}$		30		
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)		31		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉔」)		32		
	当期税額控除額の合計額 (31) - (32)		33		
前 期 繰 越	総調整前連結税額基準額 (29) × $\frac{20}{100}$		34		
	総調整前連結税額基準額の残額 (34) 又は ((34) - (31))		35		
	繰越 税額 控除 可能 額の 合計 額	連 結 事 業 年 度	・ ・ (各連結法人の(49)の①)の合計	36	
		・ ・ (各連結法人の(49)の②)の合計	37		
		・ ・ (各連結法人の(49)の③)の合計	38		
		・ ・ (各連結法人の(49)の④)の合計	39		
		合 計	40		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	連 結 事 業 年 度	・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉔」)	41	
		・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉕」)	42		
		・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉖」)	43		
		・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉗」)	44		
		合 計	45		
		当期繰越税額控除額の合計額 (40) - (45)	46		
	法人税額の特別控除額の合計額 (33) + (46)			47	
税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連結事業年度 又は事業年度		前期繰越額又は当 期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (48) - (49)
	・ ・	①	48 円	49 円	50
	・ ・	②			外 円
	・ ・	③			外
	・ ・	④			外
	計			(22)	
	当 期 分		(10)	(14)	外
合 計					

令二・四・一以後終了連結事業年度分